

会議録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第1回）
開催日時	平成27年5月11日 正午まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	委員：横澤委員、横道委員、長谷川委員、河野委員、海老澤委員、茶谷委員 説明員：健康福祉部生活福祉課長、子育て支援部子育て支援課長、企画部情報推進課長、市民部市民課長 事務局：総務部総務法規課長、総務法規課課長補佐、総務法規課副主幹、法規文書係主査、法規文書係主任、法規文書係主事 欠席：岡本委員
議題	議題1 個人情報の収集及び目的外利用について（諮問） 議題2 住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価の実施について 議題3 番号法に伴う条例整備について
会議資料	資料1 臨時福祉給付金支給事業について ほか
記録方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長： それでは議題1 個人情報の収集及び目的外利用について審議する。事務局の説明を求める。</p> <p>議題1 個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）ほか 「担当課より説明」</p> <p>○会長： ただいまの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委員： 臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金支給事業及び多子世帯・ひとり親世帯生活支援券交付事業に関する個人情報の収集・管理フローについて、代表的なものを概略でいいので説明してほしい。</p> <p>○説明員： 資料4に基づいて説明</p> <p>○委員： 本件は、昨年度も審議したが、今年度は、昨年度より対象世帯は減っているのか。</p> <p>○説明員： 昨年度の実績では、臨時福祉給付金については世帯ベースで19,000件程度、子育て世帯臨時特例給付金については11,200件程度であった。今年度は、それを踏まえ、臨時福祉給付金については28,000人程度、子育て世帯臨時特例給付金については32,000</p>	

人を見込んでいる。

○委員：

多子世帯・ひとり親世帯生活支援券は、今回初めてのものか。臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金については、収集する個人情報の項目は昨年度と同じか。

○説明員：

多子世帯・ひとり親世帯生活支援券交付事業は、今年度から新たに実施する事業である。また、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金については、昨年度より収集する項目は減っている。

会長：

生活支援券については、税情報は利用しないのか。

○説明員：

そのとおりである。

○会長：

それでは、委員だけで審議をするので説明員は退席するように。

(説明者退席)

○委員：

派遣職員の守秘義務遵守について徹底されたい。情報漏えいの最近の傾向をみると、派遣職員からの漏えいというものが多い傾向にあるので、引き続き注意していく必要があると思われる。現在、どの程度の人数の派遣職員がいるのか。

事務局：

昨年度、派遣職員を 20 名程度採用した。全ての派遣職員に対し、当市で作成しているセキュリティハンドブックに沿った研修を 1 週間程度実施し、個人情報保護に対する認識を高めるという取組みをしたところである。本年度も派遣職員を対象に同研修を実施する予定である。

○委員：

派遣職員は、どのように採用されているのか。

○事務局：

企業との契約による。企業で採用された人員が派遣されてくる。派遣会社との契約に際し、個人情報の取扱いについて指示している。

○委員：

支給事務終了後のデータの廃棄について、廃棄の確認の方法及び責任者を明確にすべきである。廃棄が適正に行われたことを第三者が検証できる体制はとっているのか。

○事務局：

各事業担当課長が適正に管理している。業者に委託してデータを廃棄した場合には、

業者から廃棄証明を必ず取っている。市で情報を保有している場合には、データの消去又は媒体の破碎の確認を行っている。

○委員：
廃棄について複数人で確認しているか。また、経過文書を残しているのか。

○事務局：
組織的に対応している。文書廃棄の起案をしてから廃棄している。

○委員：
誰がいつどのようなファイルを廃棄したのかを対外的に確認できるようにすることが必要である。

委員：
守秘義務について、正規職員に対しても日常的に研修が行われているのか。

○事務局：
年間の研修計画に基づいて、全職員を対象に実施している。

会長：
今回の諮問については、派遣職員等に対する個人情報保護の周知徹底を図ること及び情報の廃棄を確実にを行うことを附帯意見とし、前回と同様に承認する方向でよいか。

各委員：
異議なし。

○会長：
それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員に確認のうえ決定することとしたい。

○各委員：
異議なし。

○会長：
次に議題2 住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価の実施について、審議する。事務局の報告を求める。

議題2 住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価の実施について
「担当課より報告」

○会長：
ただいまの報告に対し、質問等はあるか。

○委員：
しきい値判断フローによれば、西東京市は、まだ30万人に満たない状況か。職員数についてはどうか。

○説明員：

当市におけるしきい値判断の結果、重点項目評価に該当している。

○委員：

今回の報告を当審議会ではどのように受け止めるべきか。第三者点検については、審議会ではどのように行っていったらいいのか。

○説明員：

当市は、現段階では全項目評価に該当する事務がないため、第三者評価の必要はない。

○委員：

今の見通しでは、第三者評価はないという理解でよいか。

○説明員：

今回は、第三者評価の必要はない。

○委員：

「今回は」というのはどういう意味か。

○説明員：

毎年、システムの改修をする前に、この評価の手続をとることとなっている。その際、対象人数、取扱者数及び重大事故の有無について再度調査し、改めて評価を行う。そこで全項目評価に該当するとなれば、第三者評価を実施する必要がある。

○委員：

重大事故の定義とは何か。その該当性は、誰が判断するのか。

○説明員：

特定個人情報の漏えいが重大事故に当たる。

○委員：

漏えいの件数や漏れた情報の内容は関係あるのか。

○説明員：

国の指針によれば、重大事故とは、101人以上の情報漏えいをいう。

○委員：

リスク対策が十分かどうか判断は、具体的にどのような体制で行うのか。所管課職員全員で判断するのか。

○説明員：

情報推進課で判断している。他の自治体より優れていると判断できれば、「特に力を入れている」という評価に、他市と横並びの水準である、あるいは、特に課題が見つからなければ、「十分である」と評価になる。体制については、セキュリティ対策担当職員2名、係長及び課長の計4名である。

○会長：

西東京市の人口は、増えているのか。

○説明員：

人口は、横ばいで推移している。

○委員：

リスク対策について、都や他の自治体と情報交換を行っているか。その上で、4人で判断しているのか。また、判断基準について都から標準的なものが示されているのか。この資料から、他の自治体より優れているかどうか委員では判断しがたいものがある。

○説明員：

26市では頻繁に情報交換を行っている。都の基準は特に示されていない。

○委員：

対象となる事務が正確に書かれているか、扱うファイルが的確に拾えており、十分な説明がなされているか、リスク対策についての的確に評価されているか、この3点がこの評価書を見るポイントとなるだろう。評価書の取扱いについて、当審議会として、どこまで踏み込んで見ればよいのか。例えば、ログやUSBの管理等、質問したくなる点は多々ある。

○事務局：

詳細にわたったご質問をいただけるとありがたい。今後、住民基本台帳関係以外にも多数のシステムについて評価書が上がってくる予定である。具体的なご指摘があれば、その都度調査したい。基本方針にあるとおり、評価については、当市の情報政策専門員の助言も踏まえて実施している。また、実施後の検証を行い、今後さらに評価の実施体制を充実させていきたいと考えている。

○委員：

実際に職員4人で判断をするのは極めて大変かと思われる。情報政策専門員は何名いるのか。

○説明員：

1名である。大学教授の方に依頼している。

○会長：

リスク対策については適正に対応されたい。

○委員：

評価書は、分量が多いため事前に読んでおきたい。全体の資料についても事前に配布いただきたい。

○説明員：

そのように対応する。

○委員：

評価書の作成について、様式が決まっているため、形式的なものとならないよう担当課への指導を徹底されたい。

○説明員：

そのように対応する。

○会長：

次に議題3 番号法に伴う条例整備について審議する。事務局の説明を求める。

議題3 番号法に伴う条例整備について

「事務局より説明」

○会長：

事務局の説明に対し、質問等はあるか。

○委員：

本件条例改正は、マイナンバー制度施行を前提としたものか。

○説明員：

そのとおりである。番号法は、既存の個人情報保護法の特別法の位置づけとなる。既存の条例の中で番号法に合わせた改正を行うと、括弧書きが多くなり分かりにくいものとなる。このため、番号法に対応した新条例を制定し、併せて、現行の個人情報保護条例についても整合性をとる改正をし、これまでの規定の見直しも行いたい。

○委員：

都と比較した資料は、現行のものか。都の方で改正される可能性があるが、どう対応するのか。

○説明員：

まず新条例を整備してから、個人情報保護条例の方を整備する予定である。

○委員：

個人情報の定義が多様化しているが、西東京市の原案では不合理はおきないか。

○説明員：

個人情報の文言の定義は、概念的に捕らえているところがある。例えば、東京都でいう「保有個人情報」の定義は、西東京市にはない。

○委員：

東京都に準じて、マイナンバーに対応した条例を、いわゆる個人情報保護条例の特別条例として制定し、現行の個人情報保護条例もこれに併せて改正する方針ということか。

○説明員：

そういった方向で検討いただきたい。

○会長：

この件についての答申は、8月までに出すことでよいか。

○説明員：

7月頃にパブリックコメントを予定している。パブリックコメントの段階では条例案とまではいかないにしても骨子については、この時期までに提示したい。

○委員：

審議会の答申も条例案までではなく、要綱段階のものを期待しているのか。

○説明員：

そのとおり。6月にまた審議いただき、7月にパブリックコメントを受けて、8月にその意見を踏まえた要綱案について検討いただきたい。

○会長：

本件については、継続審議としたいが、よろしいか

○各委員：

異議なし。

○会長：

以上で本日の審議会は、閉会とする。

以上